

国勢調査法令検討会の開催について（案）

〔平成 年 月 日〕
総務省統計局
統計調査部国勢統計課

1 目 的

「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」における検討課題について、法的側面から専門的に検討を行うことを目的として、「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」の下に「国勢調査法令検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討課題

調査票の郵送提出に係る問題など、平成 22 年国勢調査の調査方法等に関する法令上の課題について検討することとし、検討結果は「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」に報告する。

3 出席者

数名程度で構成

4 開 催

検討会は、平成 22 年度末までの間において、必要に応じて開催する。

5 庶 務

検討会の庶務は、統計調査部国勢統計課において処理する。